令和5年度

萩市消費生活モニター通信①



萩市 消費生活センター

萩市消費生活モニター通信① 目次

新型コロナ感染症対策について	1
高齢化の進む地域での不安	2
無料配布されているごみ袋について	3
エコプラザ・萩を利用しました!	3
JRの新幹線チケットの購入について	4
JA弥富ふれあい店の状況について	4
情報は分かりやすく伝えてほしい	5
亡くなった母の遺品整理をしていて・・・	6
通話録音装置について	6
初めて電子マネーを使ってみることにしたところ・・・…	7
「Amazon」から届いた不審なメール	8

新型コロナ感染症対策について

コロナ感染対策について、いろいろ緩和され、スーパーなどでパーテーションが撤去されていたり、入口のアルコール消毒も場所が分かりづらい店舗も見受けられます。かつての日常に戻りつつあるのは嬉しいのですが、感染者がゼロになるわけでもないので、レジ列に並ぶときの間隔など継続された方がいいなと思います。



(健康増進課)

「新型コロナウイルス感染症の対策」についてご意見をいただきました。

ご存じのように、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から、感染症法上の季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されました。このため、5月8日以降は、日常における基本的な感染症対策については、個人及び各事業者の判断に委ねられています。

但し、お示しのように感染症がゼロになったわけではありませんので、自らを感染症から防ぎ、身近な人を守り、特に高齢者等に感染が及ばないよう配慮するといった観点で、基本的な感染症対策については、お一人おひとりがご留意いただきたいと存じます。

≪基本的な感染対策≫

- 換気
- その場に応じたマスク着用や咳エチケット
- 手洗い・手指消毒(施設等入退出時の手指消毒)
- 人との距離確保(ソーシャルディスタンス)
- •「三つの密」(1)密閉空間(2)密集場所(3)密接場面)の回避



高齢化の進む地域での不安

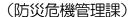
毎年のように、夏を迎える前に災害級の大雨が降ります。今年も何回か防災無線が高 齢者の避難を呼びかけました。

私の住んでいる地区は、そのほとんどが高齢者のみで構成されている世帯で、車での 移動はおろか徒歩もままならないのです。はたして何人が避難できるでしょうか。いく ら呼びかけられても、寝具や食料を携えて避難場所へ行くことがどれだけ困難であるか、

まして夜ともなればどんなに不安でしょう。

「それこそ地域力です。助け合いです。」と言ってもきれいご とのように感じます。この状況は年々ひどくなると思います。

買物もしかりです。田舎で年老いて暮らすことがどんなに不 安で寂しいものか。考えさせられています。



高齢化が進む萩市において、支援する側も高齢化が進んでいることは事実です。災害から命を守る避難行動には、今まで以上に、隣近所の日頃からの付き合い(=地域力)が重要となってきます。地域力の向上に向けた一つの方法として、最も身近な地域組織である町内会での活動において、防災訓練とレクリエーションを合わせて実施するなど、気軽に防災活動に参加できる環境を地域に作ってみてはいかがでしょうか。

「自分の身・地域は自分で守る」という防災の基本理念に基づき、日々の声掛けなど 自助・共助による地域防災力の向上にご理解くださいますようお願いいたします。

また、市では多くの方が安全に避難行動を取ることができるよう、早めに、そして明るいうちからの避難所開設に努めています。避難をされる際は、ご近所の方へお声掛けいただきますよう、お願いいたします。

(高齢者支援課)

地域のニーズに対応するため、萩市社会福祉協議会や地域住民の皆様などと連携しながら、買物代行への支援や高齢者の通いの場を確保するなど、「地域ささえあい」の体制づくりを進めております。

日常生活の不安などがありましたら、お住まいの地域の在宅介護支援センターや萩市地域包括支援センターにご相談ください。

無料配布されているごみ袋について

萩市で年に一度無料配布されているごみ袋ですが、一世帯の人数により配布枚数は異なりますが、サイズはどの世帯も関係なく、大きいサイズになっています。

私の暮らす地域では高齢の女性の一人暮らしも多く、大きいサイズのごみ袋では、入る量も多くなり、かなり重たくなります。集積所まで持って行くのも一苦労です。

特に暑い時期は生ごみの臭いも気になります。

大きいごみ袋で半分の量で出されたり、小さいごみ袋を購入されています。

無料配布されているものなので無理は言えませんが、世帯 ごとに希望のサイズを配布していただくことは可能なのでしょうか。



(環境衛牛課)

燃やせるごみ袋は小サイズのほうが使い勝手が良い、とのご意見があることは承知しておりますが、仕分け、配布をお願いしている方の労力等を考慮し、現行では大サイズのみの配布をさせていただいております。

小サイズを希望される場合、無料配布された大サイズのごみ袋を小サイズに交換する ことは可能です。ごみ袋の交換は市役所環境衛生課、総合事務所、支所、出張所の窓口 にて受け付けております。

エコプラザ・萩を利用しました!

今回、家の中に所狭しとある大型ごみを徹底して片付けることにしました。

始めて1ヶ月、トラック1台分のごみが出て、3万円で持って行ってもらいました。 まだ使える家具は、捨てるのはもったいないので、エコプラザに見に来てもらうことを

思いつきました。エコプラザでは、家具など抽選で売られているくらい利用される市民の方が多いようです。再利用していただけるのも嬉しいし、市の収入になると思うと、家を片付けて家もスッキリ、心もスッキリで大満足でした。

皆さん、エコプラザを利用してみてはいかがでしょうか。 これもSDGsです。(家具 10 点を引き取っていただきま した。)



(環境衛生課)

エコプラザ・萩をご利用いただきありがとうございます。まだ使える家具を利用しないからといって廃棄してしまうのは非常にもったいないことです。引き続き、エコプラザ・萩ではリユースできる家具の回収を行っておりますので、不用品があればぜひご連絡ください(物によってはお引き取り不可能な場合もございますが、ご容赦願います)。

JRの新幹線チケットの購入について

最近、新幹線のチケットを購入できる駅が萩市内になくなったため、とても不便になりました。長門市駅か新山口駅まで行かなければ購入できなくなりました。やはり人手不足のためなのでしょうか。

萩市内の東萩駅及び萩駅への券売機設置は不可能なのでしょうか…?



(商工振興課)

東萩駅は、これまで、JR西日本が、関連会社に業務を委託し、「みどりの窓口」で乗車券や新幹線などの特急券も取り扱っていましたが、JR

西日本の方針により、令和3年9月で「みどりの窓口」が廃止されることになりました。

このため、通学や通勤で山陰本線を利用されている市民の方や、観光客の利便性を考慮し、市で乗車券の販売など、駅業務の一部を担うことができる「簡易委託」を受け、 萩市観光協会により観光案内と一体的に販売業務を行っております。

しかし、東萩駅の「乗車券類 簡易委託 発売契約」では、販売可能な乗車券として、 「普通乗車券」、「普通回数券」、「定期乗車券」のみとなっており、「自由席特急券」、「指 定席特急券」など、いわゆる 新幹線のチケットや、団体乗車券等は販売できません。

これは、販売できる乗車券につきましては、東萩駅の利用状況と、近年は、スマートフォンやインターネットで、新幹線の予約などが可能であることなどを鑑みて、総合的にJR西日本が判断されました。

なお、長門市駅は、JR西日本の職員が常駐する駅であることや、複数の路線が乗り入れていることなどの経緯から、「みどりの券売機プラス」という、電話越しに職員とやりとりができる券売機で新幹線のチケットを購入することができます。

萩市でも「簡易委託」の手続きを進める中で、新幹線のチケットが購入できる券売機の設置につきましても要望をしましたが、JR西日本の判断により、設置することができませんでした。

今後も、市民の皆様の利便性をふまえ、特急券の購入ができるよう、あらゆる機会を 捉えて、JR西日本に引き続き要望をしてまいりたいと考えています。

(なお、一部の旅行代理店でも新幹線のチケット購入が可能です。)

JA弥富ふれあい店の状況について

私の住んでいる弥富地区は、数十年前には魚屋さん、酒屋、薬屋、洋服雑貨屋さんといくつもの店がありましたが、現在は酒屋、小さな雑貨屋さんとJA弥富ふれあい店のみになってしまいました。先日、毎月配布されるJAの広報に掲載されていたのですが、JA山口県ふれあい店は令和2年以降9店舗の閉鎖または縮小が実施されているらしく、

令和5年に入り、弥富ふれあい店は売上げが下がっているといいます。今年に入り、今まで小川から来られていた魚屋さんの商品がストップし、その影響もあるのではないかと考えられます。友人に聞きますと「せめて一週間に一度くらいは刺身など魚が食べたいよね。」と言っていました。今後のJA店舗の存続をぜひ希望したいと思います。

何か良い知恵はないのかと思いながら報告といたします。

(商工振興課)

JA山口県のふれあい店については、特に中山間地域で、食品や日用品が地域内で購入できる店舗としての役割を果たしていますが、今年3月にむつみ地域の2店舗が閉店されるなど、これまで萩市内だけでなく、県内でも多くの店舗が閉店・縮小されています。

地域内で食品や日用品を購入する店舗がなくなることは、高齢化が進む中で、萩市の他の中山間地域をはじめ、全国でも同様に課題となっております。

お住まいの地域で日常生活を支える買物ができるということは、住み慣れた地域で生活する上で必要不可欠であると考えております。

とりわけ、買物弱者といわれる高齢者の方々にとっては、日常の買物が困難になるなど、お住まいの地域での生活に大きな影響を及ぼすことは十分に認識しています。

現時点で、JA弥富ふれあい店の閉店等につきましては、JA山口県からお話をいただいておりませんが、市としましては、買物支援対策について、店舗の存続の要望だけでなく、移動販売の充実、買物ができる移動手段の確保など、様々な視点から検討していきます。

情報は分かりやすく伝えてほしい

最近特に感じることは、とにかく何もかも値上がりしている!ということです。諸々の社会状況を考えれば仕方ないこととは思いながらも、レジ会計の際に金額を見るたびに驚くことばかりです。生活に必要なものを必要な分だけ、と考えていても本当にやりくりが厳しい!そのうえ光熱費やガソリン代まで…。各方面で補助金などの対策等あるようには思いますが、情報が正しく分かりやすく伝わって来ず、もやもやしています。日中仕事に就き、情報収集しづらい世代や、丁寧な説明を要する年配の方にも分かりやすく伝えていただければと思います。

消費者向けのセミナーなどの開催について、平日の午前中ではなく、日曜日や夕方などに実施いただければ参加しやすいのですが、難しいでしょうか。

(消費生活センター)

ご意見ありがとうございます。消費者向けのセミナーなどの開催時間につきましては、 他の方の意見も聞いて検討いたします。

亡くなった母の遺品整理をしていて…

実家の母が亡くなり、今、時間をかけて遺品の整理をしているところです。他にもやらなくてはならないことがあって時間がないせいもありますが、娘なのに今まで知らなかった母の一面が見えるようで、まだまだ長くなりそうです。

母は少し心配性な面があったせいか、亡くなる前、少し認知気味だったためか、物がいろいろあってビックリです。その中でも特に洗剤や化粧品が思わぬ場所から出てきたのですが、これらの商品、製造年月日や使用期限が記載されていなくて(見つけられないだけかもしれませんが)、まだ使用できるのかどうか迷ってしまいます。

インターネットで調べればある程度参考にはなるのですが、このような情報がきちんと記載してあるととても助かるのにと、つくづく思います。(買いだめをしなければ問題はないのですが…)

全て終わったら、自分の終活にもゆっくり手をつけようかと考えています。

(消費生活センター)

医薬品医療機器等法(旧題名:薬事法)では、製造後3年以内で変質する化粧品や洗剤を除き、使用期限を表示しなくてよいことになっています。 洗剤は3年以上の保管ができ、古くなっても洗剤のにおいや色の変化がなく、固まったりしていない限り使うことができるようですが、開封後は空気に触れてしまうので、1年以内に使い切るよう推奨されています。



通話録音装置について

今なお高額なウソ電話詐欺被害が発生しています。あれだけ警察や行政から注意喚起されているのに、社会的経験が少ない地域では「私は大丈夫です。」と思っておられる方が多く、数人に通話録音装置システムがあることを説明してもご存知ありませんでした

が大丈夫と言われました。

通話録音装置を付けておられる方は「年々回数も減少して今ではあまりかかってきません。」と言われました。貸出期間をもう少し伸ばすこと、高齢者一人暮らしの方には高額なので補助金を出すのは無理でしょうか。

(消費生活センター)

詐欺電話(還付金詐欺・オレオレ詐欺・名義貸しのウソ電話等)は、偽のアンケート 調査等で事前に相手の家の内情を調べてから、電話をかけてきます。設置中は詐欺が電 話をかけて来ないのではなく、電話をかけてもメッセージを聞いて切断している可能性 が高いです。通話録音装置の取り外し後にも、必ずと言っていいほど、再度詐欺電話が かかることが多いため、長く使い続けなければ意味がありません。

最近では、迷惑電話防止装置の付いている電話機も多く、活用する人も増えています。 また、NTT 西日本では70 才以上の世帯の家でのナンバーディスプレイの利用料の無償 化(NTT 西日本へ申込み必要)も行っています。

※NTT 西日本の特殊詐欺対策に関するご相談・お申し込み(0120-931-965)

通話録音装置の貸し出しは、一人でも多くの人に知ってもらうことが目的です。 萩市の貸出期間(1年間)は県内で最長で、これ以上の期間延長は難しい状況です。

くれぐれも「私は大丈夫」「私の家には電話はかからないだろう」の過信は禁物です。

初めて電子マネーを使ってみることにしたところ…

1 年ほど前、携帯電話の月々の支払いを安くするために、契約会社を見直し変更しました。その際、毎月 PayPay ポイントがもらえるキャンペーンを行っていて、気が付けば4,000 円分ほど貯まっていました。電子マネーを使うのは初めてで、有効期限が切れる前に使ってみることにしたのですが、いざ使おうとすると、制限がかかって使用不能という表示が画面に出てしまいました。何度やっても使えないので、携帯電話会社のサポートセンターに問い合わせました。調べていくと、元々、私の携帯電話を夫の名義で契約していて、電子マネーもそのまま夫のものとして登録されていたのが原因だったようです。その後もお店に相談しに行ったり、サポートセンターに何度か問い合わせましたが、登録内容を取り消すことも、新しく私本人の名義で登録することもできないそうで、私はもう一生この電子マネーを使うことができないとのことでした。

これまで一度も電子マネーを使ったことがなく、こういったトラブルがあるなんて予想もしていませんでした。その後も怖くて電子マネーをいまだに使えていません。

(消費生活センター)

今回のような事案の場合は、消費生活センターから携帯会社等へ問い合わせ(相談者の同席必須)が可能ですので、是非ご相談ください。相談時は、詳しい経緯等をお聞きしますので、相談内容に関する資料を持参していただくようお願いします。

社会全体がネット化され、「デジタル社会」への変革の中で、支払いも人手を介す現金からキャッシュレス決済に移行しています。キャッシュレス決済の代表的なものとして、クレジットカードやデビッドカード、プリペイドカード(電子マネー)、スマホ決済があります。スーパー等の買物で、事前にチャージして使う電子マネーや、コンビ二等でスマホ決済を利用する人が最近増加しています。電子マネー自体は怖いものではないですが、トラブルが起きた時にすぐに気づけるよう、日頃の請求明細のチェックを怠らないこと。またトラブルに気づいたら、すぐに自分の利用しているクレジットカード会社や電子マネー運営会社に連絡し、消費生活センターにご相談ください。

「Amazon」から届いた不審なメール

Amazon から「重要なお知らせ:ご注文の詳細とキャンセルについて」という件名で携帯電話にメールが入りました。

内容は、私の Amazon アカウントを使用して別のモバイルデバイスから購入注文が入ったが、注文の心当たりがない場合は、24 時間以内に【この注文をキャンセルする】をクリックして注文をキャンセルしてくださいというものです。支払先の名前、住所、金額、支払方法も書いてあります。請求されてはいけないので、キャンセルをクリックしようかと思いましたが、同様の事例があるかどうか警察に電話で相談してみました。状況を話し「公式サイトにログインして購入履歴を確認して、購入履歴がなければそのままでも大丈夫でしょう。」ということでしたが、後ほど警察から電話があり、詳細を確認したいので警察に来てくださいということで行きました。確認していただくと、送信元はフィッシング詐欺と思われるメールアドレスと教えていただきました。届いたメールのドメイン名は「amazon. jp」でした。購入履歴を確認しようとパソコンを開くと同様のメールが届いていて、そのドメイン名は「amazon. co. jp」でした。Amazon の正式なドメインは「Amazon. com」だそうです。

警察の方から、「Amazon にフィッシングメールについて連絡された方がいいですよ。」 と言われたので、届いた内容をメールに貼り付けて送信しました。

Amazon からの回答は、「ほとんどの場合、お客様が受信したメッセージは Amazon. comによって送信されたものではありません。お客様自身の情報をこの個人に送信"しない"ことを強くお勧めします(特にクレジットカード番号や個人情報)。」というものでした。

不審なメールは無視するようにと聞いてはいるものの、内容によっては騙されそうになります。地域の方からもよく訳の分からないメールが届くと聞きます。

不審なメールが届いた場合は、まず関係機関に相談することを啓発していただき、相談があったものは、市の専用サイト等にアップして情報共有していただきますと、少しでも未然に被害が防げるのではないでしょうか。

(消費生活センター)

フィッシング詐欺とは、電子メールやSMSを使い、実在する組織(大手通販サイト・携帯電話会社・クレジット会社・銀行等)を騙り、本人確認と称し、個人情報(パスワード、アカウントID、クレジットカード番号等)を入力させ、その情報をもとに不正利用する詐欺です。

手口は巧妙化し、今年は半年間で30億円の過去最多の

被害が全国で出ています。メールが本物かどうか迷った場合は、メールや SMS 内のURLは使用せず、公式サイト等で真偽を確認しましょう。警察や消費生活センターにも相談してください。センターでも、広報はぎやHPなどで注意喚起しています。

令和5年度萩市消費生活モニター

大橋 真佐子 (椿東) 松浦 美代子 (椿東) 中村 礼子 (三見) 松浦 宇佐子 (大井) 横山 朱美 (川上) 杉山 恵子 (江崎) 高橋 邦江 (吉部下) 岩本 裕子 (弥富下) 西岡田 かおり(佐々並) 吉村 玲子 (紫福)

萩市消費生活センター 0838-25-0999

訪問販売、架空請求、クーリング・オフなどの契約・解約に関する問題や、多重債務、商品の安全性・品質など消費生活全般の相談に応じます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

